

タジキスタン共和国法 「投資について」

2016年2月10日付タジキスタン共和国最高議会代表者会議決議第357号により採択
2016年3月3日付タジキスタン共和国最高議会国民議会決議第196号により承認

この法律は、投資活動の実施に関連する関係を規律し、平等な法的制度の付与及び投資家の権利保護に係る保障を通じた投資の促進及び国家支援の法的及び経済的枠組みを定める。

第1章 総則

第1条 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 投資とは、投資家がタジキスタン共和国の領域において利益を得ることを目的として有形資産及び無形資産により行う資本投下をいう。

一 投資家とは、タジキスタン共和国の領域において投資活動を行う自然人若しくは法人又は法人格を有しない団体をいう。

一 投資活動とは、投資に関連する投資プロジェクトの準備、実施及び管理の各段階を含む投資に係る過程をいう。

一 長期投資とは、10年を超える期間の投資プロジェクトへの資本投下をいう。

一 外国投資家とは、外国政府、外国法人、法人格を有しない外国の団体若しくは外国人又はその所在地国の法令に従いタジキスタン共和国において投資を行う国際機関をいう。

一 国内投資家とは、タジキスタン共和国の領域外に常時居住し、タジキスタン共和国経済の各分野に投資を行うタジキスタン共和国の自然人及び法人をいう。

一 少数投資家とは、議決権付株式の10パーセント未満（参加者の総議決権数の10パーセント未満の議決権）の投資を行った投資家をいう。

一 直接投資とは、タジキスタン共和国の法令に従いタジキスタン共和国の領域において既に設立された、若しくは新たに設立される営利法人の資本金（出資金）に対する持分の10パーセント以上を投資家が所有し、若しくは取得すること、又はタジキスタン共和国の領域で設立される外国法人の支店の固定資産に資本投下することをいう。

一 再投資とは、タジキスタン共和国における投資により投資家が得た収益又は利益を原資として、タジキスタン共和国の領域において事業活動の対象への投資をいう。

一 投資紛争とは、投資家の投資活動に関連して、投資家、タジキスタン共和国の国家機関、公務員、その他の投資活動の参加者の間における契約上の義務に係る紛争をいう。

一 投資分野の所管国家機関とは、投資分野における国の政策を実施する国家機関をいう。

一 国家現物供与とは、投資プロジェクトの実施のために投資家に対し一時的かつ無償で使用させるために提供される財産をいう。

一 投資優遇制度とは、タジキスタン共和国の法令に従い、並びに投資協定及び投資契約に基づき投資家に付与される個別的な優遇をいう。

一 投資家向けワンストップ窓口とは、投資分野の所管国家機関が行政サービスの提供に当たり投資家を一元的に支援する仕組みであって、投資家による書類の収集及び作成を最小限にとどめ、並びに投資家と国家機関との直接の接触を制限するものをいう。

一 収用とは、公共の利益のために国家が財産を強制的かつ有償で取得することをいう。

一 間接収用とは、者の所有権を直接剥奪することを目的としないが、当該者の投資がその金銭的価値及び有効性を喪失する結果をもたらす国家の規制措置をいう。

一 国有化とは、財産の価額を支払い、及び国有化に関連して所有者に生じたその他の損害を賠償した上で、財産を国家の所有に移転することをいう。

ー 公用徴収とは、自然災害、事故、感染症の流行、家畜伝染病の流行その他の非常事態において、法令に定める手続及び条件に従い、タジキスタン共和国政府の決定により、社会の利益のために、所有者に対しその財産の価額を支払った上で強制的に財産を取得することをいう。

第2条 投資に関するタジキスタン共和国の法令

投資に関するタジキスタン共和国の法令は、タジキスタン共和国憲法に基づき、この法律その他のタジキスタン共和国の法規及びタジキスタンが承認した国際法規から構成される。

第3条 投資活動に投下される資産の種類

投資家は、所有権その他の適法な権原に基づき自己に帰属する財産及び当該財産に対する権利を投資活動に投下することができる。当該財産及び権利には、特に次に掲げるものが含まれる。

- ー 不動産
- ー 金銭
- ー 株式、資本金に対する持分その他の法人に対する出資
- ー 財産権
- ー 知的財産その他の非財産的権利
- ー タジキスタン共和国の法令により取引を制限されていないその他の民事上の権利の客体

第4条 外国投資の実施の形態

外国投資家は、次に掲げる形態により投資を行うことができる。

- ー 外国投資家が全額出資する企業並びに外国法人の支店及び駐在員事務所の設立、又は既存の企業に対する所有権の取得
 - ー タジキスタン共和国の国民の参加を得たタジキスタン共和国法人の設立又は既存の企業に対する持分の取得
 - ー 株式、債券その他のタジキスタン共和国の法令に定める有価証券の取得
 - ー タジキスタン共和国の領域における国有財産及び天然資源の利用に係るコンセッションの権利の取得（単独又はタジキスタン共和国の法人及び国民との共同によるものを含む。）
 - ー その他の財産権の取得
 - ー タジキスタン共和国の法令により禁止されていないその他の形態

第5条 投資の実施に係る制限

1. 投資家は、国家の利益を確保する必要性に基づき制限され、又は禁止されるものを除き、事業活動のあらゆる対象及び種類について投資を行うことができる。

2. タジキスタン共和国の商品市場において支配的地位を占める法人の財産への投資は、タジキスタン共和国の独占禁止法令に従い行うものとする。

第6条 投資分野の所管国家機関及びその所掌事務

投資分野の所管国家機関は、タジキスタン共和国政府が定めるものとし、次の事務を行う。

- ー 関係する国家機関及び法人がその義務を履行するよう投資家を支援すること。
- ー タジキスタン共和国において投資活動を行う際に生ずる事項に関する投資家の申出に対応し、関係する国家機関と投資家との間の連絡を確保すること。
- ー タジキスタン共和国における投資機会、プログラム、プロジェクト及び投資条件に関する情報を作成し、及び発信すること。
- ー 投資環境の改善及び投資分野に係るタジキスタン共和国の法令の整備に関する提案を策定し、タジキスタン共和国政府に提出すること。
- ー 裁判外の手続による解決を含め、生ずる問題及び紛争の解決について投資家を支援すること。
- ー 定められた手続に従い、投資協定及び投資契約に署名すること。
- ー タジキスタン共和国における直接投資の誘致並びに投資家のプロモーション、支援及び

保護を目的とするその他の事務を行うこと。

第2章 投資の法的制度

第7条 投資家の権利の平等の保障

国は、外国投資家と国内投資家との間の権利の平等を保障するものとし、国籍、民族、言語、性別、人種又は信仰を理由として投資家を差別してはならない。

第8条 投資家の法的保護の保障

1. この法律その他のタジキスタン共和国の法規及びタジキスタンが承認した国際法規は、投資分野における権利及び正当な利益の保護並びに法令の安定性を保障する。

2. 投資家は、タジキスタン共和国の民事法令に定めるところにより、国家機関がタジキスタン共和国の法令に反する決定をした結果として、及び当該機関の公務員の違法な行為（不作為を含む。）の結果として生じた損害の賠償を受ける権利を有する。

3. タジキスタン共和国は、投資家とタジキスタン共和国政府との間で締結された協定及び契約の条件の安定性を保障するものとする。ただし、当事者の合意により契約に変更及び追加が行われる場合は、この限りでない。

4. タジキスタン共和国の法令の変更及び追加又は新たな法規の制定であって、投資活動の実施条件を悪化させるものがあつた場合において、長期投資を行う投資家は、当該法令の施行の日から10年間、自己にとって最も有利な条件を選択する権利を有する。

5. 次に掲げる事項を規定するタジキスタン共和国の法令の変更及び追加並びにタジキスタン共和国の新たな法規の制定は、投資条件の悪化とみなす。

- － 投資プロジェクトの資金調達開始日における租税負担と比較した租税負担の増加
- － 投資の実施額に対する数量制限及び投資の規模に関するその他の追加的な要件の導入並びにその他の禁止及び制限の設定
- － 法人の資本金に対する外国投資家の出資比率に関する制限の導入

6. この制度は、国家安全保障、保健、環境保護、道徳及び倫理に関するタジキスタン共和国憲法及びタジキスタン共和国の法令の変更及び追加については、適用しない。

第9条 投資家に対する追加的な保障及び保護措置

1. タジキスタン共和国の法令により、投資家に対する保障及び一般的な保護措置のほか、投資に対する追加的な保障及び保護措置を与えることができる。

2. 追加的な保障及び保護措置は、総額がタジキスタン共和国の通貨で500万ドル相当額となる投資を行う場合に限り、与えることができる。

3. この条第2項に規定する投資に対する追加的な保障及び保護措置は、タジキスタン共和国法「投資契約について」、同「官民連携について」、同「コンセッションについて」及び同「生産物分与契約について」の規定により、対応する協定及び契約に基づき投資家に与えるものとする。

第10条 収益の使用に関する権利の保障

1. 投資家は、次に掲げる権利を有する。
 - － タジキスタン共和国の法令に従い、タジキスタン共和国の領域における銀行その他の金融機関にタジキスタン共和国の通貨建て又は外貨建ての銀行口座を開設すること。
 - － 租税その他の公課を納付した後、活動により得た収益を自由に使用すること。

2・外国投資家に対しては、投資活動及び生産活動により適法に得た外貨建ての収益をタジキスタン共和国外に送金する権利を保障する。

第11条 為替取引

1. 投資家は、投資活動において、タジキスタン共和国法「通貨規制及び通貨管理について」の規定により、タジキスタン共和国の通貨を他の自由兌換通貨に自由に交換し、外貨の購入その他の為替取引を行う権利を有する。

2. 外貨によるタジキスタン共和国への送金及び同共和国から外国への送金に係る投資家に対する制限は、タジキスタン共和国の法令に基づき、かつ、犯罪収益の洗浄の防止を目的とする場合に限り、導入することができる。

第12条 投資家の国有財産の民営化への参加の保障

1. 投資家は、国有財産に対する所有権又は民営化の対象となる法人の資本金（出資金）に対する持分を取得することにより、国有財産の民営化に参加することができる。

2. 国有財産の民営化の手續及び条件は、タジキスタン共和国法「国有財産の民営化について」に定めるところによる。

第13条 投資家に対する国家機関の活動の公開性及び投資活動に関する情報の閲覧

1. 国は、投資家が法規を無償で閲覧することを保障する。

2. 投資家の利益に関わる法規は、タジキスタン共和国の法令に定める手續に従い公表するものとし、投資分野の所管国家機関の公式ウェブサイトにも掲載するものとする。

3. 投資活動の実施に関するその他の情報（投資に係る保障、優遇制度及び優遇措置、国家現物供与、投資家向けワンストップ窓口、投資機会、プログラム、プロジェクト及び投資活動の実施条件、投資活動に関する報告並びに締結された投資協定に関する情報を含む。）は、投資分野の所管国家機関及び投資活動に関与するその他の国家機関の公式ウェブサイトに掲載するものとする。

4. 投資家（少数投資家を含む。）に対しては、法人の登記、不動産取引の登記及び交付された許可に関する情報、タジキスタン共和国の法律に規定するその他の情報であって、当該投資家による投資活動の実施に関連し、かつ、営業秘密その他の法令により保護される秘密に該当しないものを、自由にかつ無償で閲覧することを確保するものとする。

第14条 収用及び公用徴収における投資家の権利の保障

1. 投資家の財産は、国有化してはならない。

2. タジキスタン共和国の領域における投資の収用（間接収用を含む。）又は投資の収用に相当する措置は、してはならない。ただし、国家又は社会の利益のために、差別なく、タジキスタン共和国の法令に定める手續に従い、適時に、適切かつ実効的な補償を支払う場合は、この限りでない。

3. 投資家の投資その他の資産は、非常事態、自然災害、事故、感染症の流行及び家畜伝染病の流行の場合を除き、公用徴収してはならない。

4. 公用徴収の決定は、タジキスタン共和国政府が行うものとする。

5. 投資家の財産の収用、間接収用及び公用徴収は、当該投資家に財産の価額を支払った上で行うものとする。

6. 財産の価額は、収用又は公用徴収の決定の日において、時価に基づき、又は独立した鑑定人が定めるその他の評価方法により、投資が行われた通貨又は投資家が受け入れることができるその他の通貨で決定するものとする。

7. 補償を受ける権利が発生した時からその支払の時までの間、補償の支払日における年平均商業金利の率で、投資が行われた通貨又は投資家が受け入れることができるその他の通貨により利息を付するものとする。

8. 財産を公用徴収された者は、公用徴収の原因となった事由が消滅した後、現存する財産の返還を請求することができる。この場合において、財産が返還されないときは、裁判所に訴えを提起することができる。

9. 投資家は、収用及び公用徴収の目的の適法性、収用され、又は公用徴収された財産の価額の評価及び国家機関が収用又は公用徴収に際してとった手続について、タジキスタン共和国の裁判所又は仲裁裁判所、国際仲裁裁判所若しくは国際商事仲裁において争うことができる。

第15条 投資家の権利の他の者への移転

1. 投資家は、タジキスタン共和国の法令に定めるところにより、自己の権利（債権の譲渡）及び義務（債務の引受け）を他の者に移転することができる。許可を要する種類の活動に係る権利及び義務の移転は、当該種類の活動に係る許可を付与した機関と協議の上行うものとする。

2. タジキスタン共和国の商品市場において支配的地位を占める法人の財産に対する持分の移転についても、タジキスタン共和国の独占禁止法令に定める場合には、独占禁止の所管国家機関の同意を得て行うものとする。

3. タジキスタン共和国は、タジキスタン共和国の領域における投資に関し、外国政府、その委任を受けた機関又は保険機関が保険契約に基づき有する権利を、投資家がタジキスタン共和国の領域において現実に投資を行い、又は契約上の義務を全部履行した場合に限り、認めるものとする。

第16条 財産及び情報の国外への持出しに係る投資家の権利の保障

投資として当初タジキスタン共和国の領域に財産及び書面又は電子記録による情報を持ち込んだ投資家は、投資期間の終了後、タジキスタン共和国の関税法令に定めるところにより、許可の取得、数量割当その他の対外貿易活動に対する非関税措置の適用を受けることなく、当該財産及び情報をタジキスタン共和国の領域外に持ち出す権利を有する。

第17条 投資家の天然資源の利用に関する権利

1. 投資家による土地その他の天然資源の利用権の取得は、タジキスタン共和国の法令に定めるところにより行うものとする。

2. 建物その他の工作物に対する所有権を取得した場合において、これらとともに、タジキスタン共和国の法令に定める手続及び条件に従い、土地の使用権も当該投資家に移転するものとする。

第18条 再投資を行う投資家に対する保障

1. 投資家は、租税を納付した後、得た利益をタジキスタン共和国の領域における再投資に自由に使用することができる。

2. 再投資を行う投資家は、この法律に定める法的保護、保障及び優遇措置のすべてを受けられるものとする。

第19条 コンセッション契約

投資家に対するコンセッションの対象に係る権利の付与は、タジキスタン共和国法「コンセッションについて」の規定により締結されるコンセッション契約に基づき行うものとする。

第20条 自由経済区域における投資

自由経済区域における投資については、自由経済区域に関するタジキスタン共和国の法令を適用する。

第3章 投資家及び投資に対する国家支援

第21条 投資優遇措置

租税上の優遇措置、関税上の優遇措置その他の優遇措置は、タジキスタン共和国の法令、投資協定及び投資契約並びにタジキスタンが承認した国際法規に定める手続及び条件に従い、投資家に対して講ずるものとする。

第22条 国家現物供与

1. 国家現物供与は、投資分野の所管国家機関を通じて、タジキスタン共和国政府が投資に関する契約その他の契約に基づき投資家に提供することができる。

2. 国家現物供与の規模、使用条件及び投資家への所有権の移転並びに契約の期限前解除の場合における現物供与の返還については、投資家と投資分野の所管国家機関との間の合意により定める。

第23 条 投資家支援のためのワンストップ窓口

1. 投資分野の所管国家機関は、行政サービスの提供において投資家を支援するため、投資家向けワンストップ窓口を設置する。

2. ワンストップ窓口は、次の事務を行う。

- － 既存の行政サービスに関する投資家の受付及び相談を行うこと。
- － 行政サービスの利用に係る投資家の申請を受け付け、行政サービスの利用に必要な書類の準備及び作成を支援し、行政サービスの処理結果を投資家に交付すること。
- － 行政サービスの利用に際し、国家機関における投資プロジェクトの手続を支援すること。
- － 関係する国家機関とのやり取りにおいて生ずる事項について投資家を支援すること。
- － 行政サービスの提供状況のモニタリング並びに国家機関に対する投資家の要望及び申出への対応を行うこと。

3. 投資家支援のためのワンストップ窓口の設置及び運営に関する手続は、タジキスタン共和国政府が定める。

第4章 投資家に対する要件

第24条 投資家の義務

1. 投資家は、タジキスタン共和国の領域において投資活動を行うに当たり、タジキスタン共和国の法令を遵守しなければならない。

2. 投資家は、投資協定及び投資契約に基づく義務の履行状況のモニタリングのため、投資分野の所管国家機関が定める様式による四半期報告書を提出するものとする。

3. 投資家は、不正競争をもたらす行為をし、又は競争を妨げ、排除し、若しくは制限し、若しくは他の者の権利、自由若しくは正当な利益を侵害することを目的とする行為（不作為を含

む。)をしてはならない。

4. 投資家は、投資活動を行うに当たり、雇用の創出及びタジキスタン共和国の国民の中からの熟練した労働者の育成のために必要な措置を講ずるものとする。

第25条 投資家とタジキスタン共和国の国民との間の労働関係

投資家とタジキスタン共和国の国民である労働者との間の労働関係については、タジキスタン共和国の労働法令を適用する。

第26条 外国人労働力のタジキスタン共和国への受入れに係る投資家の権利及び義務

1. 投資家は、投資協定及び投資契約、タジキスタン共和国の法令並びにタジキスタンが承認した国際法規に基づき、タジキスタン共和国における就労のために外国人労働力をタジキスタン共和国に受け入れる権利を有する。

2. 投資家が外国人労働者に支払う賃金、報酬その他の補償及び当該外国人労働者のその他の収益は、タジキスタン共和国の法令に定める手続に従い、制限を受けることなくタジキスタン共和国外に送金することができる。

第5章 雑則

第27条 投資分野における監督

投資分野における監督は、タジキスタン共和国の法令に定める手続に従い、関係する国家機関が行うものとする。

第28条 投資紛争の解決

1. 投資活動の参加者間の投資紛争は、当事者間で締結された協定及び契約に定める条件に従い解決するものとする。当該協定及び契約がない場合には、投資活動の参加者間の投資紛争は、可能な限り協議により解決するものとする。

2. 締結された協定及び契約に従い投資紛争を解決することができない場合には、タジキスタン共和国の法律及びタジキスタンが承認した国際法規に基づき、タジキスタン共和国の裁判所又は当事者の合意により定められる仲裁裁判所、国際仲裁裁判所若しくは国際商事仲裁において解決するものとする。

第29条 この法律の規定の違反に対する責任

自然人及び法人は、この法律の規定に違反した場合、タジキスタン共和国の法令に定めるところにより責任を負う。

第30条 タジキスタン共和国法「投資について」の廃止

2007年5月12日付タジキスタン共和国法「投資について」（タジキスタン共和国最高議会議報、2007年、第5号、第365条）を廃止する。

第31条 この法律の施行手続

この法律は、公布の日から施行する。

タジキスタン共和国大統領 エモマリ・ラフモン

ドゥシャンベ市

2016年3月15日付 第1299号